平成２７年（フ）第７８号
千葉県佐倉市表町３丁目18番地11
債務者　菱木　　茂
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第８７号
千葉県成田市宗吾３丁目534番地５　ラフィーネ102
債務者　繁澤　直美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９７号
千葉県八街市八街ほ663番地９
債務者　高原　秀昭
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４４号
千葉県山武郡芝山町新井田253番地131
債務者　竹本　弘志
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
千葉県山武郡芝山町新井田253番地131
債務者　竹本　俊美
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
千葉県旭市飯岡3390番地２
債務者　佐久間　睦（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第６号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目22番４号
債務者　金川　晃久
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第７号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目22番４号
債務者　金川　和美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
川崎市宮前区水沢３丁目１番８－105号　アーバンヒルズたまプラーザ、前住所横浜市神奈川区羽沢町1337番地
債務者　有田　和徳
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
川崎市多摩区菅２丁目13番24―205号
債務者　内納　和子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
川崎市多摩区南生田４丁目９番１号　グレイスヴィラ107、前住所川崎市多摩区東三田３丁目10番１―527号
債務者　荒川　　誠
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
川崎市多摩区南生田４丁目９番１号　グレイスヴィラ107、前住所川崎市多摩区東三田３丁目10番１―527号
債務者　荒川　和美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４７号
川崎市川崎区中島２丁目４番３号
債務者　佐藤比呂子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
川崎市高津区末長１丁目52番37号　ＮＳハイツ105
債務者　植竹登美夫
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
川崎市高津区末長１丁目52番37号　ＮＳハイツ105
債務者　植竹　良子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
川崎市高津区子母口761番地　セラケンハイム102
債務者　伏見　春香
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
川崎市多摩区登戸1854番地　コーポイトウ201
債務者　伊東　剛志
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係